

2023年9月28日

各 位

会社名 株式会社 システム情報  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 隆 司  
(コード番号 : 3677 東証プライム市場)  
問合せ先 経営管理部長 水本 幸 一  
(TEL.03-5547-5705)  
(お問い合わせフォーム URL)

<https://www.sysj.co.jp/contact/contact-form>

会社名 株式会社 BCJ-76  
代表者名 代表取締役 杉本 勇 次

**(訂正)「株式会社 BCJ-76 による株式会社システム情報 (証券コード : 3677) の株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

株式会社 BCJ-76 は、本日、別添のプレスリリース「(訂正)「株式会社システム情報 (証券コード : 3677) の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社 BCJ-76 (公開買付者) が、株式会社システム情報 (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2023年9月27日付「(訂正)「株式会社システム情報 (証券コード : 3677) の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」

2023年9月28日

各位

会社名 株式会社 BCJ-76  
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

(訂正)「株式会社システム情報(証券コード:3677)の株式に対する  
公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社 BCJ-76 が 2023 年 9 月 27 日に公表いたしました「株式会社システム情報(証券コード:3677)の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。下線部が訂正箇所となります。

記

## 2. 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得後に、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者親会社(注4)のA種優先株式(以下「本A種優先株式」といいます。)とする株式交換(以下「本三角株式交換」といいます。)を実施する予定です(注5)。本三角株式交換の成立後は、対象者の株主は公開買付者のみとなり、松原奨学財団に対して本A種優先株式が交付される予定です。本三角株式交換の具体的な日程等の詳細については本日現在未定ですが、本A種優先株式の内容としては①公開買付者親会社が剰余金の配当を行う場合、本A種優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立って配当を行うこと、及び②本A種優先株式は公開買付者親会社の株主総会の議決権を有さないことが、それぞれ定められる予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得後に、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得の完了を条件として、公開買付者を株式交換完全親会社とし、対象者を株式交換完全子会社とし、株式交換の対価を公開買付者親会社(注4)のA種優先株式(以下「本A種優先株式」といいます。)とする株式交換(以下「本三角株式交換」といいます。)を実施する予定です(注5)。本三角株式交換の成立後は、対象者の株主は公開

買付者のみとなり、松原奨学財団に対して本 A 種優先株式が交付される予定です。本三角株式交換の具体的な日程等の詳細については本日現在未定ですが、本 A 種優先株式の内容としては①公開買付者親会社が剰余金の配当を行う場合、本 A 種優先株式を有する株主に対し、普通株式を有する株主に先立って配当を行うこと、②本 A 種優先株式は公開買付者親会社の株主総会の議決権を有さないこと、③公開買付者親会社が公開買付者親会社株式の上場をする場合、公開買付者親会社の取締役会（取締役会非設置の場合は取締役）により定める日をもって、公開買付者親会社は本 A 種優先株式の全部を、同価値の公開買付者親会社の普通株式を対価として取得することができることが、それぞれ定められる予定です。

<後略>

(訂正前)

#### 4. 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「3.本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することが予定されているため、当該各手続の実行後は、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(訂正後)

#### 4. 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「3.本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び存続予定株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

以上